

那須烏山市生涯学習推進計画 〔第三期計画〕

(素案)

平成 31 年 月

那須烏山市

那須烏山市生涯学習推進計画〔第三期計画〕

〔目 次〕

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画の趣旨	1
第2節 生涯学習に関する市民意識	2
第2章 計画の基本的な考え方	4
第1節 計画の位置づけ	4
第2節 計画の期間	4
第3節 計画の礎	5
第3章 計画について	6
第1節 計画の基本方針	6
第2節 計画の基本理念と基本目標	6
第3節 計画の内容	9
基本目標1 社会教育の充実と環境整備を図ります。	10
基本施策1 多様な学習機会の提供と充実	10
基本施策2 学習環境の整備充実	15
基本目標2 生涯スポーツのまちづくりを目指します。	16
基本施策1 スポーツ・レクリエーション活動の充実	16
基本施策2 生涯スポーツ関連組織の充実	17
基本施策3 スポーツ施設の整備充実	18
基本目標3 幼児教育、家庭教育、学校教育、社会教育の連携 に努めます。	19
基本施策1 基礎期間における学習機会の充実	19
基本施策2 青少年健全育成の支援	22
第4章 その他	23
第1節 生涯学習推進組織	23
第2節 関係法令等	27
第3節 那須烏山市の地域的特性	29

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画の趣旨

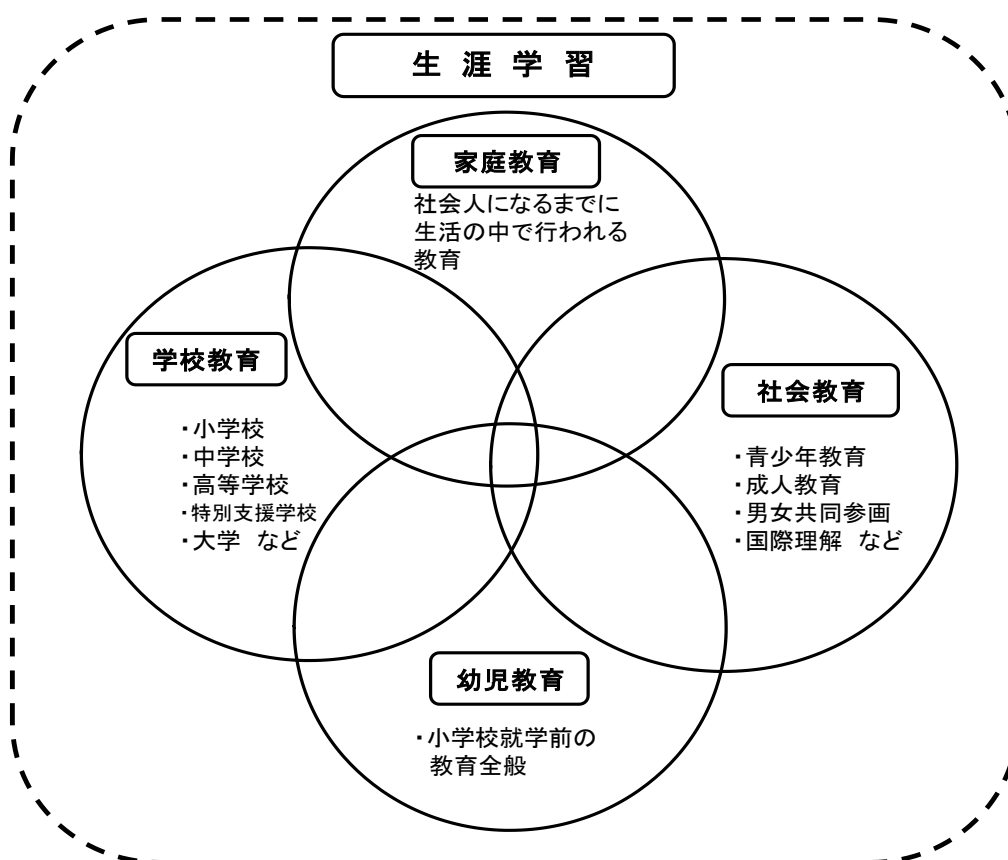
本市は、平成25年度から平成29年度までの5年間、那須烏山市生涯学習推進計画[第二期計画]（以下、「前計画」という。）を策定し、生涯学習の推進に取り組んでまいりました。

現在、少子・高齢化、高度情報化、グローバル化など社会が大きく変化し、核家族化や地縁社会の希薄化等が顕著となっております。

このような社会状況等の変化に対応した長期的な視野に立った計画の策定が必要であることから、那須烏山市第2次総合計画（以下、「総合計画」という。）において基本理念とする「みんなの知恵と協働による“ひかり輝く”まちづくり」と那須烏山市教育振興ビジョン（以下、「教育振興ビジョン」という。）の基本理念である「夢をもち、夢の実現に向けて歩む力をはぐくむまちづくり」を具体化するため、那須烏山市生涯学習推進計画[第三期計画]（以下、「本計画」という。）を策定しました。

※補足：教育振興ビジョンは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）で定められた本市の教育大綱として位置づけられています。

生涯学習概念図



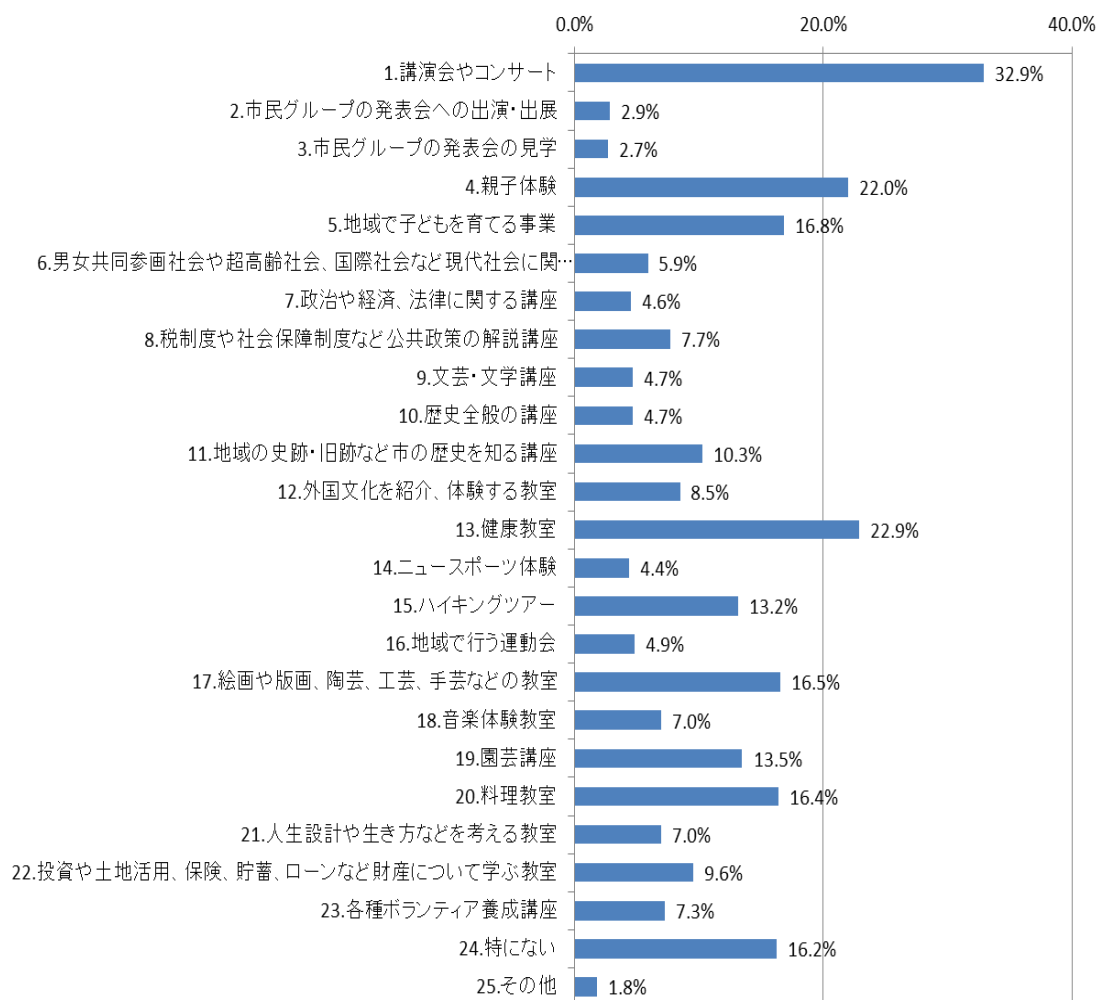
※各教育間での関連や連携があり、教育の対象等に重複もあります。

第2節 生涯学習に関する市民意識

平成27年度の市民意向調査結果報告内の生涯学習に関する考え方について「見たい、聞きたい、参加したいと思う生涯学習事業」の回答で最も多かったのは「講演会やコンサート」、次いで「健康教室」「親子体験」でした。

年齢別で見ますと20代は「料理教室」、30代は「親子体験」、40～50代は「講演会やコンサート」、60代以上は「健康教室」が最も多い回答でした。

※回答者数 659 人：複数回答

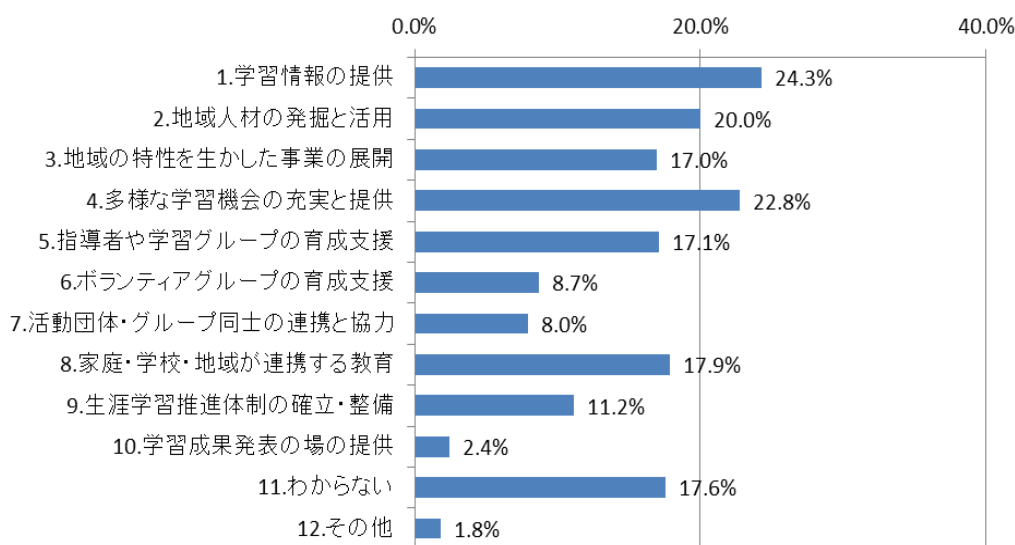


「今後の生涯学習を推進するために必要なこと」に対する回答では「学習情報の提供」が最も多く、次いで「多様な学習機会の充実と提供」、「地域人材の発掘と活用」、「わからない」でした。

年齢別で見ますと10代後半は「家庭・学校・地域が連携する教育」、20代は「わからない」、30～40代と70代以上は「学習情報の提供」、50～60代は「多様な学習機会の充実と提供」が最も多い回答でした。

地域別では烏山西部では「多様な学習機会の充実と提供」、他の地域では「学習情報の提供」が最も多い回答でした。

※回答者数 654 人：複数回答

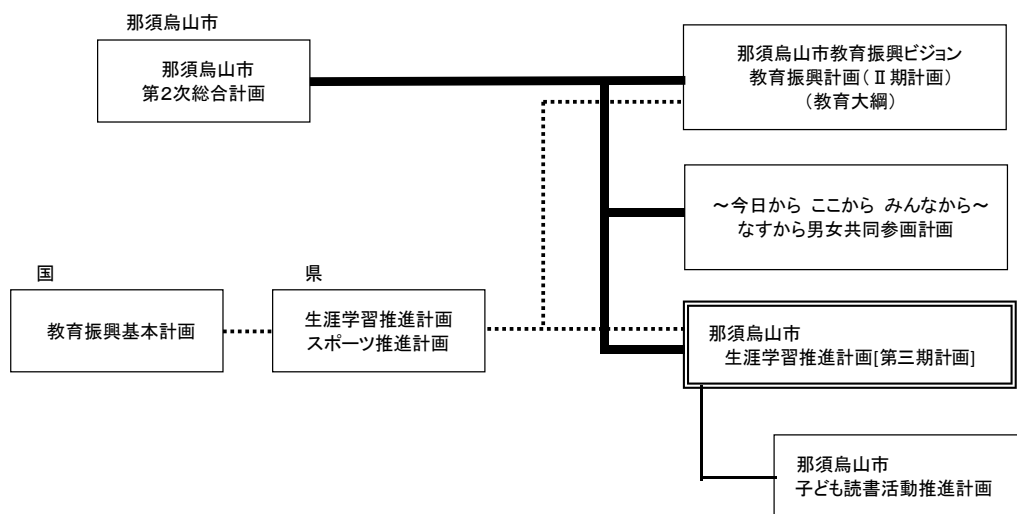


第2章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の位置づけ

本計画は、総合計画や教育振興ビジョンの生涯学習に関する施策を具体化するための個別計画として策定します。

また、国が策定する教育振興基本計画や栃木県が策定する生涯学習推進計画、スポーツ振興計画との整合性を図ります。



第2節 計画の期間

本計画の期間は、平成31年度（2019年）から平成35年度（2023年）までの5年間とし、社会情勢の変化や施策の成果を評価し、必要に応じて見直しを行います。

計 画	平成30年度	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)	平成34年度 (2022年度)	平成35年度 (2023年度)
国 第3期教育振興基本計画 (平成30～34年度)					▶	
栃木県生涯学習推進計画第五期計画 栃木県スポーツ振興計画2020 (平成29～33年度)	▶			▶		
那須烏山市第2次総合計画 (平成30～34年度)					▶	
那須烏山市教育振興ビジョン (平成28～32年度)	▶		▶			
~今日から ここから みんなから~ なすから男女共同参画計画 (平成30～34年度)					▶	
那須烏山市生涯学習推進計画 【第三期計画】(平成31～35年度)						▶
那須烏山市子ども読書活動推進計画 【第三期計画】(平成31～35年度)						▶

第3節 計画の礎

本計画を策定するにあたり、本市のまちづくりの方向を示した総合計画や、本市の教育の目指すべき基本理念や方向性等を明確にした教育振興ビジョンを計画の礎とし、生涯にわたって心豊かな人生を送るための生涯学習社会の構築を目指して推進してまいります。

1 総合計画

○基本理念 みんなの知恵と協働による“ひかり輝く”まちづくり

○「生涯学習の充実」政策の柱

- ・生涯学習活動及び環境の充実
- ・グローバル人材の育成
- ・スポーツ活動の推進
- ・スポーツ施設の充実

2 教育振興ビジョン

○基本理念 夢をもち、夢の実現に向けて歩む力をはぐくむまちづくり
—未来の担い手となる人づくりを目指して—

○基本目標

- ・学ぶことの意義を理解し意欲をもって幅広い知識と教養を身に付け、豊かな心やたくましくしなやかに生きるための健康、体力を身に付けた子どもの育成
- ・自己の人格を磨き、豊かな人生を送るため、文化的教養を高め、スポーツに親しみ、健康な市民の育成を目指す生涯学習社会の形成

○基本方針

那須烏山市では、総合計画に基づき「みんなの知恵と協働による“ひかり輝く”まちづくり」を基本理念として、新しいまちづくりを推進しています。教育委員会としても「夢をもち、夢の実現に向けて歩む力をはぐくむまちづくり —未来の担い手となる人づくりを目指して—」の実現を図るために、自らの夢を叶えるための幅広い知識と教養や豊かな心、健やかな体を身に付けた子どもたちをはぐくむとともに、小さくてもキラリと光る、豊かなまちづくりの基盤となる生涯学習社会の実現を目指します。

第3章 計画について

第1節 計画の基本方針

総合計画や教育振興ビジョンの基本理念を実現するためにも、本市における生涯学習の現状と課題を的確に把握し、市民と行政が一体となって取り組む必要があります。

このため、上位計画である総合計画と教育振興ビジョンに基づいた生涯学習推進計画を策定いたします。

総合計画と教育振興ビジョンで策定した生涯学習に関する施策を具体化し、次の基本目標を達成することを目指して生涯学習の振興を図ります。

第2節 計画の基本理念と基本目標

○ 基本理念

一つひとつの教育をつなぎ、一生の学びができるまちづくり

○ 基本目標

- 1 社会教育の充実と環境整備を図ります。
- 2 生涯スポーツのまちづくりを目指します。
- 3 幼児教育、家庭教育、学校教育、社会教育との連携に努めます。

基本目標1 社会教育の充実と環境整備を図ります。

生涯学習とは全ての教育を包括したものであり、それぞれの教育の内容に重複する部分もありますが「幼児教育」「家庭教育」「学校教育」「社会教育」に大別できると考えられます。

人生100年時代と言われる現代、幼児教育、家庭教育と学校教育の修了まで約20年。社会教育は学校教育の修了以降の約80年の他、家庭教育や学校教育との連携等を含めると更に長期に渡ります。

本計画では生涯学習において学習期間の大半を占める社会教育の充実を図ります。

また、前計画の施策の中で最も達成率が低かったのが、国・県や近隣市町、大学、高等学校、民間学習関連施設等の外部組織との連携についてでしたので、それらを向上させる施策を策定します。

具体的な目標は以下のとおりです。

基本目標 1 の具体的目標

●市立公民館の年間利用者数：71,000 人（直近の実績値：64,000 人）

●市立図書館の年間入館者数：110,000 人（直近の実績値：99,940 人）

※市総合計画 基本計画 政策指標より

●国・県、近隣市町、大学、高等学校、民間学習関連施設等との連携活動・事業等
実施件数：年間 6 件

※対象とした活動・事業等実施件数：年間 4 件（平成 29 年度行財政報告書より）

・那須烏山市まちづくり研究会・烏山高校との連携事業「烏山学」

・栃木県移動音楽鑑賞教室・南那須地区音楽祭

基本目標 2 生涯スポーツのまちづくりを目指します。

栃木県では「みんなでつなげよう スポーツとちぎ」を基本理念とした「栃木県スポーツ推進計画 2020」を平成 28 年 3 月に策定しました。

施策の一つに「生涯スポーツの推進」があります。

生涯スポーツとは国民のだれもが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができることです。

「する」スポーツだけでなく「観る」「支える」といった多様なスポーツへのかかわる機会を創出し、年齢や障がいの有無に関わらずそれぞれのライフステージに応じた生涯スポーツ社会の実現を目指すものです。

本計画においてもその理念を踏襲し、地域におけるスポーツ機会の充実、「する」「観る」「支える」といったスポーツへの多様な参加ができる生涯スポーツのまちづくりを目指すために、目標を以下のとおり定めます。

基本目標 2 の具体的目標

●統合型地域スポーツクラブ準備委員会：設置

●国民体育大会実行委員会（全国障害者スポーツ大会実行委員会）：設置

※市総合計画 基本計画 重点施策の実現に関する指標より

●体育施設の年間利用者数：250,000 人（直近の実績値：245,485 人）

※市総合計画 基本計画 政策指標より

※本市は平成 34 年（2022 年）の国民体育大会（国民スポーツ大会に改称検討中）及び全国障害者スポーツ大会のアーチェリー競技会場に内定し、開催に向け準備中です。

基本目標 3 幼児教育、家庭教育、学校教育、社会教育との連携に努めます。

前述しましたが、生涯学習は幼児教育、家庭教育、学校教育、社会教育に大別できます。
本計画の基本理念である「一つひとつの教育をつなぎ、一生の学びができるまちづくり」
を推進させるために各種教育間での連携がより必要であると考えます。

特に学校教育と社会教育との連携を重視することにより、更に児童生徒が豊かな知識と教
養を身に付け健全な心身を育む機会を生むとともに、学校教育修了後の社会教育活動への参
加を促します。

各種教育間の相互連携に努めるために目標を以下のとおり定めます。

基本目標 3 の具体的目標

●主に児童生徒対象の社会教育事業開催数及び参加者数

年間 220 回開催 延べ 4,200 人参加

※対象とした事業（平成 29 年度行財政報告書より）

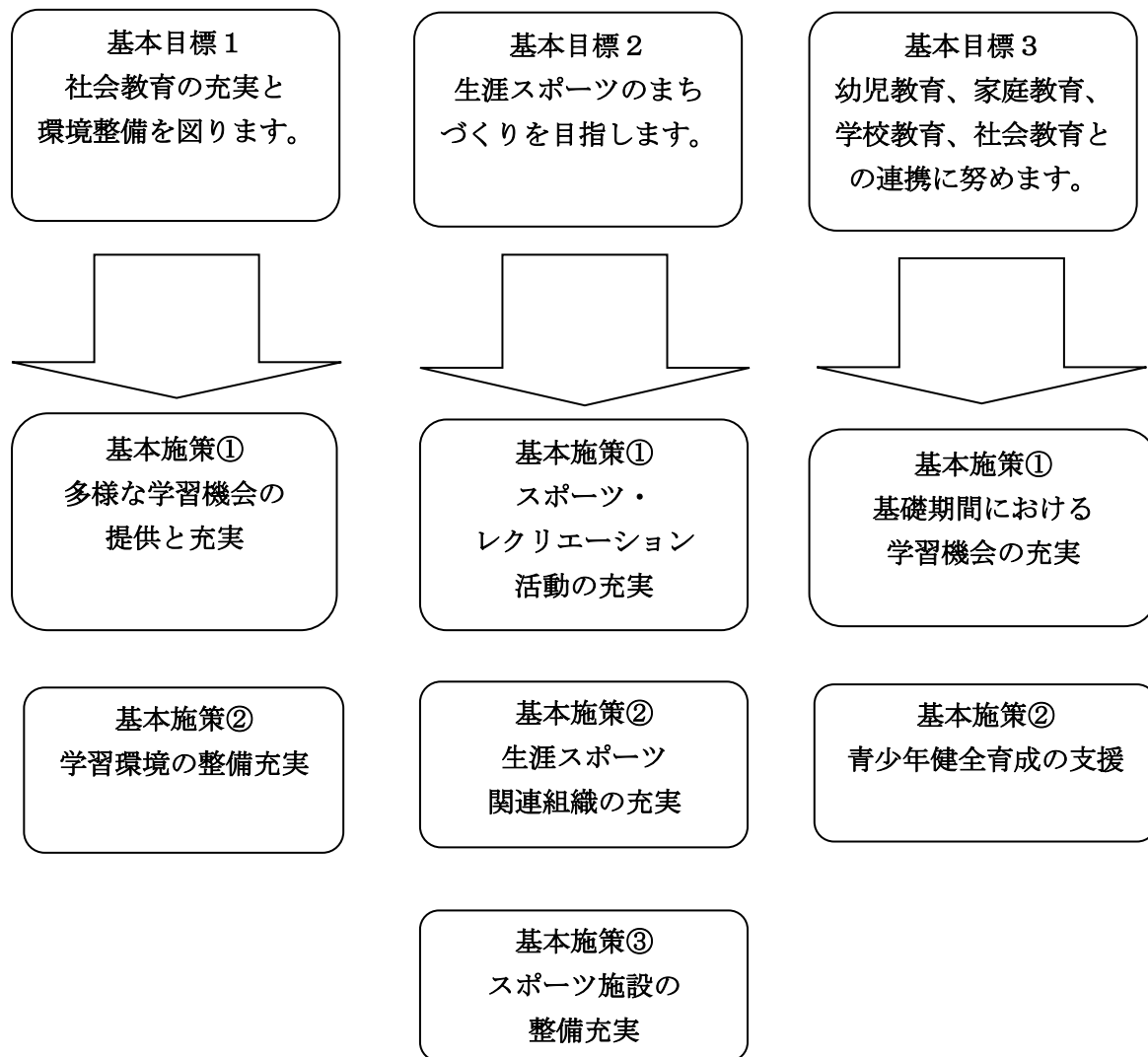
- ・子ども体験教室：13 回 延べ 294 人
- ・イングリッシュセミナー事業：2 回 延べ 44 人
- ・図書館小学校訪問お話し会：31 回 延べ 1,320 人
（66 クラス 1 クラス当り 20 人とする）
- ・夏休み司書講座：2 回 延べ 3 人
- ・スポーツ教室：142 回 延べ 1,680 人
（1 種目当り 10 回開催、スキー教室のみ 2 回開催）
- ・小中学生対象の野外観察ガイド派遣：12 回 延べ 561 人

合計：202 回開催 延べ 3,902 人参加

第3節 計画の内容

○ 生涯学習推進計画基本理念

「一つひとつの教育をつなぎ、一生の学びができるまちづくり」



基本目標 1 社会教育の充実と環境整備を図ります。

基本施策① 多様な学習機会の提供と充実

〔現状と課題〕

現在まで様々な社会教育事業や公民館活動等を推進・啓発してまいりましたが、生涯学習に関する市民意識調査結果や公民館活動でのアンケート結果等を参考にさらに市民が「いつでも どこでも だれでも」学べるよう現代のニーズに対応した社会教育活動の情報や学習の場の提供と充実がより必要です。

(1)社会教育活動の支援

所管課等	生涯学習課
目 的	市民の学習活動支援や周知等のために、学習の場の提供や情報提供を行います。
内 容	●各種講座・研修会等の開催 社会教育に関する各種講座・研修会を開催します。 ●学習情報の提供（情報誌の発行等） 生涯学習情報誌「おたのしみプラン」を自治会加入世帯への配布以外に市役所や公民館でも配布します。また、お知らせ版や市ホームページ等で情報発信します。 ●生涯学習・社会教育活動についての相談体制の充実 那須烏山市生涯学習推進本部を中心とした体制により生涯学習・社会教育活動についての情報収集や情報提供等に努めます。 社会教育法に則り、社会教育主事（用語 1）有資格者職員を常時、配属できるよう努めます。

用語 1：社会教育主事

都道府県及び市町村の教育委員会に置かれる社会教育の専門職員です。社会教育施設職員や社会教育関連団体等に対する社会教育に関する助言・指導に当たる役割を担います。

(2)図書館事業の充実

所管課等	生涯学習課
目 的	図書館の事業を充実し、市民の学習の場としての活用を促進します。
内 容	●図書館事業の充実 平成 24 年度に導入した指定管理者制度（用語 2）による民間の力を活用した効率的かつ効果的な図書館運営を行います。 ●公民館と図書館の連携事業（南那須公民館と南那須図書館の共催イベント等） 乳幼児や保護者の利用者が多い図書館と公民館との連携事業を開催することにより、幼児教育、家庭教育と社会教育との相互連携を図ります。 ●子どもの読書活動推進 那須烏山市子ども読書活動推進計画【第三期計画】を策定し、本市における子どもの読書活動を推進する指針とします。

用語 2：指定管理者制度

公共施設の管理運営を民間事業者や NPO 法人等に委ねることにより、民間等のノウハウによって施設の管理運営等の効率化を図るものです。

(3) 公民館事業の充実・支援

所管課等	生涯学習課
目 的	市民のニーズに対応した公民館事業の開催。新規事業開催による市民の潜在的なニーズの掘り起こしやサークル活動の拡大、新規人材育成を目指します。
内 容	●市民のニーズに対応した公民館講座の開催 平成 27 年度実施の「那須烏山市のこれからのまちづくりに関する市民意向調査」の結果を参考に公民館事業を計画・開催します。 ●市民の潜在的なニーズ掘り起こし 新規公民館事業を開催することにより公民館利用者増、新規サークルの設立や新たな指導者育成を促します。 ●各人のライフステージに合致した講座等の開催 老若男女それぞれのライフステージに合致する講座等を開催します。 ●公民館利用者への利便性向上 平成 29 年度より烏山公民館に生涯学習課公民館グループ職員を配置し、土日の施設利用対応や休日の公民館講座開催により利用者増を図ります。 ※烏山公民館事務室の閉庁日は月曜日、毎月第 3 日曜日、祝日、年末年始です。

(4) 文化・芸術活動の充実・支援

所管課等	生涯学習課
目 的	市民が様々な芸術文化活動に親しみ作り上げることのできる環境整備を目指します。
内 容	●文化関係団体等の活動支援（市文化協会等） 市民の文化・芸術活動の独自性・自主性を尊重した行政側と関係団体との連携を推進します。 ●市文化祭の開催支援 市文化協会、学校関係者等で構成した運営委員会主催の市文化祭の開催を支援します。 ●移動音楽鑑賞教室・移動博物館等の開催（市内小中学校） 文化庁及び県主催による小中学生対象の文化・芸術教室を開催することにより、質の高い文化や芸術に触れる機会を設けます。 ●南那須地区音楽祭の開催 南那須地区（那須烏山市と那珂川町）の小中学校と音楽団体による合唱・合奏の音楽祭を開催し、学習成果発表の場を設けます。

(5)地域文化遺産の保護保全と活用の充実

所管課等	生涯学習課
目 的	市内の地域文化遺産の保護保全と活用の充実を図ることにより、郷土の歴史に関する学習環境の整備を行います。
内 容	●遺跡調査事業 国指定史跡である長者ヶ平衙遺跡附東山道跡（用語３）や烏山城跡（用語４）は計画的に調査や整備を図り、調査結果は広く一般に提供します。 ●地域伝承行事活用事業 烏山山あげ保存会等の民俗文化財保護団体等への支援を行い、その保存と伝承に寄与します。 ●文化財保護事業、文化財保護施設整備事業、文化財調査事業 文化財調査等により文化遺産の保護保全を図るとともに、文化財の案内板設置等を実施し、文化財活用を充実させます。 ●「那須烏山ジオパーク（用語５）構想」の推進 那須烏山市では、かつて海であった時代の地層や化石が観察され、地学的に価値の高い地域であり、更に那珂川や烏山城跡など自然・歴史的遺産を有しています。これらを包括し、長期的視野に立ったジオパークへの活動を推進し、郷土愛醸成のため、市内児童生徒への学習機会の提供とジオガイド養成に努めます。

用語３：長者ヶ平官衙遺跡附東山道跡

源（八幡太郎）義家の伝説がある奈良・平安時代の役所（官衙）の遺跡で、北側には約幅９mの東山道の跡もあり、古代の交通の要衝であったことをうかがわせます。

用語４：烏山城跡

平成３０年に築城６００年を迎えた旧烏山中心市街地の北西にある山城跡です。平成２２年から古本丸や本丸の調査が始まり、広範囲に渡る石積みや礎石（柱の土台）が確認できました。

用語５：ジオパーク

G e o（地球・大地）とP a r k（公園）による造語で、「大地の公園」と呼ばれる地球科学的な価値を持つ遺産です。

(6)人権教育（用語６）の充実

所管課等	市民課、生涯学習課
目 的	人権尊重に関する学習機会を充実させることにより人権教育推進を目指します。
内 容	●人権啓発の推進及び人権に関する相談体制の充実 様々な手法で人権啓発を行う人権擁護委員（用語７）の活動を推進します。 ●人権に関する講演会等の開催 「なすから人権フォーラム」等を開催し、人権教育の啓発に努めます。

用語６：人権

人間の尊厳に基づく人間固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人として生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことの出来ない権利です。

用語７：人権擁護委員

人権擁護委員法に基づき各市町村に置かれる民間ボランティアで法務大臣が委嘱します。主に人権相談、人権侵犯に関する調査・救済、人権啓発についての活動を行います。

(7)男女共同参画（用語 8）に関する学習機会の充実

所管課等	生涯学習課
目 的	～今日から ここから なすから～ なすから男女共同参画計画に基づき、男女共同参画の理念を共有し、あらゆる分野において男女が共に活躍できる社会を目指すために市民への意識啓発や男女共同参画の確立に向けた体制の充実を図ります。
内 容	●男女共同参画意識向上のための学習機会の提供、女性団体の育成・支援や女性活躍の推進 市民対象の研修開催や研修会の参加促進、関連団体の育成・支援を行うことにより、男女共同参画に対する市民の意識向上に努めます。

用語 8：男女共同参画

男女が性別に関わりなく、それぞれの個性と能力を十分に生かし、共に男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、ともに責任を果たしていくことです。

(8)国際理解の学習支援

所管課等	学校教育課、生涯学習課
目 的	在住外国人を交えた多文化共生（用語 9）への理解を促す学習機会を充実させ、「グローバル人材（用語 10）」の育成に努めます。
内 容	●英語ビレッジ構想の推進 英語を通じた児童・生徒及び市民のコミュニケーション能力の向上と国際性を身につけることにより「グローバル人材」の育成を図ります。 ●市国際交流協会の活動支援 市国際交流協会等の自主的・自立的な民間団体活動を支援し、市民が外国人や外国文化に触れることにより相互的な国際理解を深めます。

用語 9：多文化共生

種族、語族、民族、国籍等の異なる人々が、互いの文化的相違を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、社会の構成員としてともに生きていくことを指します。

用語 10：グローバル人材

高い語学力とコミュニケーション能力、主体性・積極性・チャレンジ精神・協調性・責任感や異文化への理解と日本人としてのアイデンティティ等を兼ね備えた人材を指します。

(9)まちづくりのための学習機会・活動支援の充実

所管課等	まちづくり課、生涯学習課、各課局
目 的	子どもたちの安全や地域防災、環境問題等の地域的課題の解決・対応に向かうまちづくりのための学習機会と活動の支援を充実させます。
内 容	●各種学習会等の開催 安全、防災、環境等に関する学習会・講座等を開催します。 ●地域における出前講座の開催 自治会等の要請で各種学習会等に担当職員を講師として派遣します。 ●まちづくり・地域づくり活動の支援 住民主導のまちづくり・地域づくり活動に関して行政側が側面的に支援します。(まちづくり団体支援・まちづくりチャレンジプロジェクト・地域ふれあい活動事業、花いっぱい事業等) ●まちづくり活動団体のネットワーク化、交流活動促進 ボランティア、NPO、地域コミュニティ、サークル等のまちづくりに関連する活動を行う団体の情報収集や提供、市役所の関係部局や市社会福祉協議会、他の地方公共団体との連携強化を推進し、団体間のネットワーク化と交流活動促進を図ります。

基本施策② 学習の場の整備充実

〔現状と課題〕

本市では、公民館、図書館等様々な学びの施設を市民の皆様に提供するとともに施設の維持管理に努めてまいりました。

今後は市公共施設等総合管理計画に基づく施設の種類・用途ごとの個別計画を策定し、中長期的視点での公共施設の更新・統廃合・長寿命化を計画的に推進する必要があります。

前計画で、施設に関する県や他市町、各種教育機関や民間との連携協力体制についての施策が最も達成率が低く検討課題でもあります。

所管課等	生涯学習課、関係各課局
目 的	多様なニーズを最大限取り入れた施設の整備と充実に努めます。
内 容	●公民館の整備・充実及び図書館の整備・充実 個別計画を策定し、施設の更新や集約化、長寿命化を推進します。 ●自治会公民館等の地域コミュニティ活動拠点施設の整備・充実 コミュニティ活動の拠点である自治会公民館の整備補助等を推進します。 ●県、他市町公共施設との連携及び有効活用 県、他市町公共施設を相互利活用できるよう連携を推進します。共催のイベント行事・大会等に積極的に活用します。 ●文化施設等の検討 現在、市で有していない資料館や文化会館等の施設やそれらの機能を有する複合型施設の整備を全庁的視点で検討します。

基本目標 2 生涯スポーツのまちづくりを目指します。

基本施策① スポーツ・レクリエーション活動の充実

〔現状と課題〕

スポーツ基本法の前文に「スポーツは、世界共通の人類の文化である。スポーツは心身の健全な発達、健康及び体力の保持促進、精神的な充足感の獲得、自立心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものとなっている。」と記されています。

平成 32 年（2020 年）に東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催、平成 34 年（2022 年）には国民体育大会・全国障害者スポーツ大会が本県で開催が予定されています。

人生 100 年時代と言われる現代において、余暇時間の増大やライフスタイルの多様化、健康志向等もあり、今後はスポーツ・レクリエーション活動への関心度も更に高まります。

所管課等	生涯学習課
目 的	市民一人 1 スポーツを目標としたスポーツ・レクリエーション活動を充実させるための方策を推進します。
内 容	●スポーツ団体への支援 市体育協会や市スポーツ少年団（用語 11）等、自主的なスポーツ推進を行う団体の活動を支援します。 ●スポーツ教室の開催 市体育協会専門部を中心に、主に子どもを対象とした各種スポーツ教室を開催し、幼少期から少年期にかけて早期段階でのスポーツ活動の定着を促すとともに、参加者や指導者、関係者との交流を通じて協調性や社会性等を学びます。 ●各種スポーツ大会の開催 市民運動会、市マラソン大会、市駅伝競走大会等を開催し、健康・体力増進に資することはもとより、友人や家族間、地域の人たちの交流を推進します。また、市外からの参加者を募ることにより交流人口の増加を図ります。

用語 11：スポーツ少年団

スポーツを通じての青少年健全育成を目的とする社会教育団体。全国組織の日本スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団、市町村スポーツ少年団、市町村内の単位団で構成されます。

基本施策② 生涯スポーツ関連組織の充実

〔現状と課題〕

市内には市体育協会を始め、各種スポーツ団体が活発に活動しております。

今後も生涯スポーツの理念を推進するために、スポーツを「する」「観る」「支える」ための生涯スポーツ関連組織の充実が必要となります。

所管課等	生涯学習課、関係各課局
目 的	「する」「観る」「支える」生涯スポーツの理念を推進するための体制づくりを充実させます。
内 容	●総合型地域スポーツクラブ準備委員会の設置 先進事例等を調査し、本市の地域性等に合致したスポーツクラブ設立に向け、市民等で構成する準備委員会を設置します。 ●那須烏山市国民体育大会実行委員会及び全国障害者スポーツ大会実行委員会の設置 平成 34 年（2022 年）に本市に内定している国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会アーチェリー競技の開催に向けて実行委員会を設置し、県国体準備室等の関係機関との連携を図りながら、大会運営を検討します。 ●各種スポーツ大会等におけるボランティア組織との協力体制の推進 市マラソン大会や運動会等の各種スポーツ大会やスポーツ教室の開催には市体育協会を始めとした民間の力が不可欠なものです。 国民体育大会や全国障害者スポーツ大会においても、会場運営の補助や選手団のサポート等にボランティアを広く募り、官民一体となった組織的な運営を目指します。

基本施策③ スポーツ施設の整備充実

〔現状と課題〕

市内には大桶運動公園や緑地運動公園、新設した那須烏山市武道館を始めとしたスポーツ施設があり、スポーツ・レクリエーション活動ができる環境を多くの方々に提供するとともに、施設の維持管理に努めてまいりました。

今後は市公共施設総合管理計画に基づいた上で施設の種類や用途ごとの個別計画を策定し、施設の集約化と長寿命化を図る必要があります。

所管課等	生涯学習課、関係各課局
目 的	多様なニーズを最大限取り入れた施設の整備と充実を行います。
内 容	●国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の競技会場の整備。 アーチェリー競技会場の整備を実施します。 ●各種体育施設の整備・充実 施設の種類や用途に応じた個別計画を策定し、総合的に施設の更新・統廃合・長寿命化を検討します。 ●県、他市町公共施設との連携及び有効活用 県、他市町公共施設を相互利活用できるよう連携を推進します。

基本目標 3 幼児教育（用語 12）、家庭教育、学校教育、社会教育との連携に努めます。

基本施策① 基礎期間における学習機会の充実

〔現状と課題〕

少子化、核家族化、地縁社会の希薄化が進展する中、未来を担う子どもたちの健やかで心豊かな成長を目指すためには、学校教育はもとより家庭や地域での教育が重要となります。

特に、乳幼児期から青少年期は人間形成の基礎となる大切な時期であるため、幼児教育、家庭教育、学校教育とともに社会教育との相互連携が必要となります。

(1)幼児教育の充実

所管課等	こども課、生涯学習課
目 的	総合計画や教育振興ビジョン、那須烏山市子ども・子育て支援事業計画等に基づき、乳幼児からの教育施策を推進します。
内 容	●乳幼児の教育の環境整備 乳幼児の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保に努めます。 ●子育て支援の充実 子育てに関する相談やサービス等を充実します。 （特定保育事業、子育て応援ブック等の配布、ブックスタート事業等）

用語 12：幼児教育

本計画では0歳から小学校就学前の乳幼児を対象とした、幼稚園や保育園、認定こども園等での教育、家庭や地域社会等での教育を指します。28ページ参照。

(2)家庭教育の充実

所管課等	こども課
目 的	総合計画や教育振興ビジョン、那須烏山市子ども・子育て支援事業計画等に基づき、家庭教育に関する施策を推進します。
内 容	●家庭教育の充実 家庭の教育力向上のために講座等を開設します。 （小中学校対象家庭教育学級、家庭教育オピニオンリーダー（用語 13）育成支援等） ●こども館事業の充実 こども館で親子間交流事業や子育て支援の相談・講習会等を開催します。

用語 13：家庭教育オピニオンリーダー

家庭や地域の教育力を高めるため、地域社会の中で家庭教育について自主的・主体的に学習や相談活動を行い、地域の人々とともに考え、支援・援助を行う指導者を指します。

(3)学校教育の充実

所管課等	学校教育課
目 的	総合計画、教育振興ビジョン等に基づいた生きる力をはぐくむ教育の充実を目指します。
内 容	●学力向上のための教育活動と学習支援の充実 児童生徒一人一人に応じた「確かな学力」や人材の育成を図るための事業を推進します。(A B C／R運動、サタデースクール事業（用語 14）、英語コミュニケーション推進事業等) ●学習環境の充実 教職員の資質向上、児童生徒指導の充実、情報教育の推進等に努めます。 (スーパーティーチャー育成事業（用語 15）、適応指導教室運営事業、教育情報ネットワーク事業等) ●学校施設の充実と適正配置 児童生徒が安全、安心できる快適な教育環境の整備に取り組みます。 (学校施設整備事業等) ●高等学校教育の支援 次代を担う子どもたちの教育環境の充実と地域活性化の一つとして、烏山高等学校との連携強化を図ります。(高等学校教育振興事業)

用語 14：サタデースクール事業

毎年 10 月から 2 月にかけて土曜日に小学 6 年生と中学 3 年生の希望者を対象に学力向上のために実施する那須烏山市教育委員会主催の学習活動です。

用語 15：スーパーティーチャー育成事業

市内の小中学校において、学力向上に関する指導的立場に立って、他の教職員に指導・助言できるリーダーとなる教員を育成する事業です。

(4)幼児教育及び家庭教育、学校教育と社会教育との連携

所管課等	こども課、学校教育課、生涯学習課
目 的	将来を嘱望される子どもたちが心豊かに育つために「幼児教育」「家庭教育」「学校教育」とともに「社会教育」が連携し、多種多様な学習内容を多くの世代の方と学ぶことでより人間性や社会性、教養等を身に付ける機会を設けます。 また、社会教育活動へのきっかけとなり、参加を促すとともに生涯学習社会形成を推進させます。
内 容	●家庭教育や親子対象、託児サービス付き講座・教室等の開催 各種講座等の参加を契機とし、社会教育や生涯学習活動への参加を促します。 ●児童生徒が参加しやすい事業の開催 対象・内容・時期等を考慮し、多くの児童生徒の参加が見込まれる講座・教室を開催し、学校やクラブ活動以外の場での交流を促します。 (若鮎クラブ、イングリッシュセミナー事業等) ●世代間交流ができる事業の開催 児童生徒等の一定の年齢層だけではなく、幅広い年齢層での参加が見込まれる講座・教室・事業を開催し、世代間交流を促します。 (放課後児童健全育成事業（用語 16）等)

用語 16：放課後児童健全育成事業

保護者が仕事等の理由により日中家庭にいない小学生を対象として、放課後等に適切な遊びや生活の場を提供する事業です。(放課後児童クラブ)

基本施策② 青少年健全育成活動への支援

〔現状と課題〕

少子化、核家族化、地縁社会の希薄化が進展する中、生涯にわたる人間形成の基礎を養う重要な時期に未来を担う子どもたちが様々な経験をする環境や機会が減少している昨今、青少年を健全育成する環境作りが必要となります。

また、民法改正により平成 34 年（2022 年）に成人年齢が 18 歳に引き下げられることから青少年に対して以前に増して豊かな人間性や社会性等が求められます。

所管課等	こども課、生涯学習課
目 的	地域や関係機関・団体と連携を図り、様々な体験活動を経て次代を担う青少年の健全育成に努めます。
内 容	●地域の青少年健全育成活動への支援 子ども会育成会やガールスカウト等の活動を支援します。 ●青少年指導員の設置 青少年健全育成のための指導員を任命・配置します。 ●スポーツ少年団等への活動の支援 スポーツ少年団等の活動を支援することにより、心身ともに健全な青少年育成を促します。

第4章 資料編

第1節 生涯学習推進組織

市生涯学習推進計画（第一期）において、本市の生涯学習を計画的・組織的・効果的に推進していくために「生涯学習推進本部」と「生涯学習推進委員会」を設置しました。

本計画の基本理念である「一つひとつの教育をつなぎ、一生の学びができるまちづくり」を具体的に推進、各種「生涯学習」に関する情報共有等を行う全庁的に横断した組織です。

1 生涯学習推進本部

（1）構成

- ①本部会議 市長を本部長、副市長、教育長を副本部長、各課（事務局）長を委員として構成します。
- ②本部幹事会 生涯学習課長を幹事長として、各課（事務局）長が推薦する職員を委員として構成します。

（2）役割

- ①本部会議 生涯学習を全庁的に推進するため、基本方針の決定、総合的な調整、関係行政機関等との調整等を行います。
- ②本部幹事会 推進本部会議が指示する事項の調査研究、連絡調整、推進計画案の策定、事業の企画立案等を行います。

2 生涯学習推進委員会

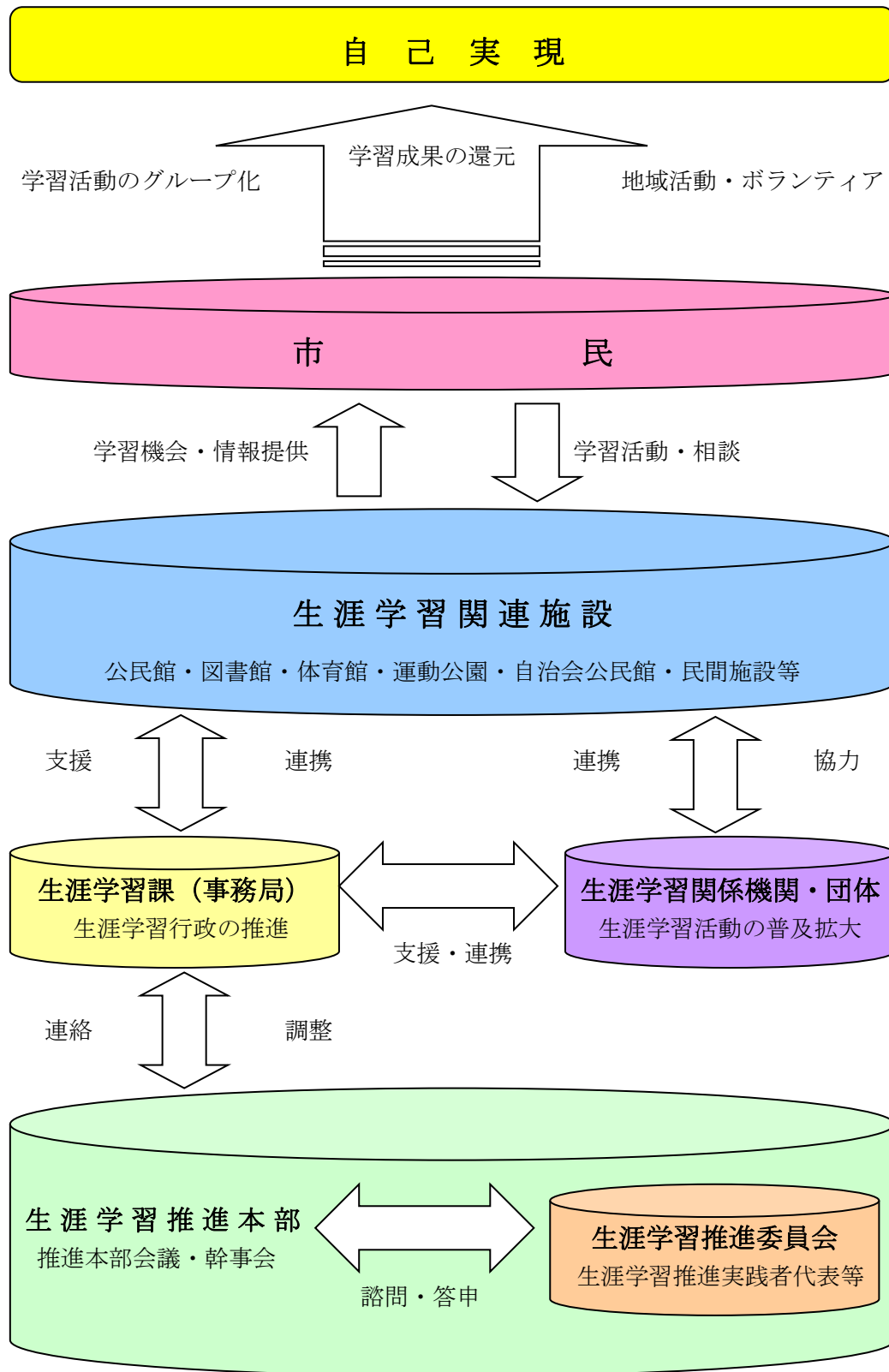
（1）構成

生涯学習を実践している市民、生涯学習関係団体、社会教育関係団体、学校教育関係者、その他関係機関・団体の代表、学識を有する者等で構成します。

（2）役割

生涯学習推進本部、教育委員会の諮問に応じ、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する事項を調査、研究、推進し、答申・提言等を行います。

那須烏山市生涯学習推進体制図



那須烏山市生涯学習推進本部設置要綱

(設置)

第1条 生涯学習の総合的かつ効果的な推進とその普及を図るため、那須烏山市生涯学習推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 生涯学習に関する諸施策の総合的な企画及び推進に関すること
- (2) 生涯学習に関する調査研究に関すること
- (3) 生涯学習の普及奨励に関すること
- (4) その他生涯学習の推進に必要な事項に関すること

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び委員をもって構成する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長、教育長をもって充てる。
- 4 委員は、各課長（事務局長）をもって充てる。

(会議)

第4条 本部会議は、本部長が主宰する。

- 2 本部長が主宰することができないときには、本部長が副本部長のうちからあらかじめ指名する者に、その職務を代行させる。
- 3 本部長は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第5条 本部会議に提出する原案の作成及び本部の決定した施策の推進に関し、必要な事項を処理するため、本部に那須烏山市生涯学習推進幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は、生涯学習課長をもって充て、幹事会を主宰する。
- 4 副幹事長は、幹事長が指名する者をもって充て、幹事長事故あるときは、その職務を代行する。
- 5 幹事は、各課長（事務局長）が推薦する職員をもって充てる。
- 6 幹事長は、必要に応じ、幹事以外の者の出席を求めることができる。

(推進委員会)

第6条 生涯学習に関する施策について、広く市民の意見を反映させるために、那須烏山市生涯学習推進委員会を設置することができる。

- 2 推進委員会は、推進本部長の諮問に応じ、生涯学習振興に関する意見、答申等を行うものとする。

(事務局)

第7条 本部、幹事会及び推進委員会に関する庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

第2節 関係法令等

本計画は以下の関係法令等に基づき作成いたしました。

1. 教育基本法

(生涯学習の理念)

第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

(家庭教育)

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めなければならない。

(幼児期の教育)

第11条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

2. 学校教育法

(学校の範囲)

第1条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

3. 社会教育法

(社会教育の定義)

第2条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律77号）に基づき、学校の教育課程で行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーション活動を含む。）をいう。

4. スポーツ基本法

(基本理念)

第2条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自立的にその適正及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

5. 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律

(市町村の連絡協力体制)

第11条 市町村（特別区を含む。）は、生涯学習の振興に資するため、関係機関及び関係団体等との連携協力体制の整備に努めるものとする。

6. 文部科学省ホームページ 中央教育審議会 初等中等教育分科会 資料より

(幼児教育の範囲)

幼児とは、小学校就学前の者を意味する。

幼児教育とは、幼児に対する教育を意味し、幼児が生活するすべての場において行われる教育を総称したものである。

具体的には、幼稚園における教育、保育所等における教育、家庭における教育、地域社会における教育を含み得る、広がりを持った概念として捉えられる。

第3節 那須烏山市の地域的特性

1 地理的環境、歴史的特長

平成17年10月1日に那須郡南那須町と同郡烏山町が合併し、那須烏山市が誕生しました。

国道294号と県道宇都宮那須烏山線を主軸に、南那須市街地と烏山市街地の2極分散型の都市構造を形成しています。

那須烏山市は、首都圏に属する栃木県の東部に位置し、県都宇都宮市から約30kmの距離になります。

総面積は、174.35平方km、東西約19.3km、南北約17.5kmで、市全域が八溝山系に属し、平野部を那珂川と荒川が貫流し、山間地や丘陵地に農耕地が点在する豊かな自然環境に恵まれた地域です。

北部には国指定史跡長者ヶ平官衙遺跡附東山道跡、西部にはタツ街道跡が存在し、古代から通行の要所であり、豊かな自然や歴史に育まれた環境の中、ユネスコ無形文化遺産に登録された「烏山の山あげ行事」、国選択文化財の塙の天祭、烏山和紙（程村紙）など素朴で貴重な誇るべき歴史と文化資源を有しています。

2 人口構成

国勢調査によると、平成27年10月1日現在、那須烏山市の人口は、27,047人。世帯数は、9,439世帯で、男性13,340人、女性13,707人の状況となっており、平成17年の31,152人から約4,000人以上が減少しています。

平成27年の年少人口（0～14歳）は2,856人（10.6%）、生産年齢人口（15～64歳）は15,241人（56.8%）、老年人口（65歳以上）は8,950人（32.6%）で、少子高齢化の動きが加速しています。

3 住民の生活状況

平成27年の国勢調査での産業別人口の割合は第一次産業が11.6%、第二次産業が33.7%、第三次産業54.4%で、平成17年の産業別の割合は第一次産業が12.9%、第二次産業が35.7%、第三次産業が51.3%と第三次産業の人口割合が増加しています。

本市の15歳以上の就業者は全体で15,544人。その内、市内就業者は8,448人で54.3%。市外への就業者の内、5,158人は県内での就業となっております。

15歳以上の通学者は全体で1,056人。その内市内への就学者数は436人で41.3%。半数以上が市外での就学となっております。また、県外へは44人が通学しています。

15歳未満を含めた通学者は全体で2,800人。その中で約2割の636人が市外へ通学しています。県外への通学者は15歳以上と同数の44人です。